

2020年4月28日

新型コロナウイルスに係る施策の実施期限延長について

日本公認会計士協会

本会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ、感染防止に向けて5月6日（水）を期限として一連の施策を実施してきたところですが、いずれの施策についても8日（金）まで期限を延長し実施することとしました。

なお、翌週以降の対応については、非常事態宣言の発令状況等を踏まえ、改めて検討し公表します。

主な施策

1. 委員会の原則延期
2. 研修会・イベント開催の抑制
3. 外部大規模イベント参加の原則禁止
4. 国内外の出張・旅行及び移動の自粛（プライベートも含む。）
5. スタッフの在宅勤務の原則実施
6. 地域会事務局の業務休止（一部又は全部）
7. 本会への相談、問合せ及び書類の提出等についての対応

(<https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200408gfd.html>)

以 上